

令和元年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

令和元年（2019年）5月10日（金）午前10時30分から午後0時まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

（1）熊本県環境影響評価審査会

大石委員、太田委員、奥村委員、小畑委員、川井委員、木部委員、小林委員、坂梨委員、松田委員、森委員（15人中10人出席）

（2）事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

葉山課長、廣畑審議員、中山課長補佐、前田主任技師、竹崎主事

（3）関係機関

環境省九州地方環境事務所環境対策課

（4）事業者等

自然電力株式会社、一般財団法人日本気象協会 計7人

（5）傍聴者等

傍聴者2人、報道関係者なし

4 議 題

自然電力株式会社「（仮称）動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、「（仮称）動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査会意見（事務局案）について説明した。その後、事業者（自然電力株式会社及び一般財団法人日本気象協会）が補足資料により説明した。

主な質疑の概要

会長

ただいまの事業者による土質調査に関する補足説明があったが、この内容について質問やコメントはあるか。

委員

1ページ目の「③濁水の沢又は河川到達有無の判断」に定性的に予測とあるが、定量的ではないのか。

事業者等	濁水が河川に達するかどうかを文献調査の既存資料から算出するので、定性的という表現をしている。
委員	<p>予測するときはシミュレーションで定量的にしようと思うが。定性的であれば、例えば 200ppm 以上は流出する、しないという判断である。定性的は「ある」か、「なし」かで漠然としている。</p> <p>定量的だと、例えば 200ppm 以下だから良いとか、対策すべきとか、必要ないとか、一定の数値として基準があるのではないか。それが定量的となるのではないか。</p>
事業者等	到達するかしないかの有無を確認するという事なので。例えば、100m の距離があり、実際は 80m しか到達しないといった場合、表現の問題なのでどちらでもいいのだが、我々としては実際に予測をしているわけではないので、定性的としている。
委員	到達したかどうかという基準は、定量的ではないか。色を見てどれくらいまでだったらいかわからない。何を基準に到達した、してないというのは、定量的に判断すると思う。
事業者等	予測自体は定量的にして、評価は定性的に行う。
委員	④の下に降雨時調査の最大雨量とあるが、これは過去何年のものか。
事業者等	実際に調査をした際のものである。
委員	それが先ほどの 40 何ミリというものか。
事業者等	時間雨量にすると、10 ミリ以上である。
委員	そういう量では問題にならないと思う。過去の量について、大出水の時に沈砂池でトラップできるかが問題となるのではないか。
事業者等	<p>過去の量に関しては、まず、沈砂池の条件設定をする時に、アセスとは別に、林地開発の許可基準で設定する条件のもとに沈砂池等の設定も行う。</p> <p>アセスと林地開発（土木）は制度上分かれていて、解りづらくなっているが、先生の懸念は大きな雨が発生した際に沈砂池でトラップできるかという問題だと思う。これは沈砂池の面積設定で、各都道府県が過去の履歴を含めて、こういう流量で沈砂池を設定して下</p>

さいという基準等が設定されている。それに基づいて沈砂池条件というものを設定するので、先生の懸念については、過去の履歴に基づいて沈砂池の大きさを決めることとなる。

- 委員** ⑥の浮遊物質は濃度か量か。
- 事業者等** ppm で表す浮遊物質質量である。
- 会長** 委員から質問等あったが、これも含めて御意見、コメント等があればお願いしたい。
事業者から追加があるか。
- 事業者等** 一点目の質問について、予測自体は計算を行う。なので定量的になる。評価は、到達するか否かという2択、つまり定性的である。到達する場合において、以下④番を行う。
定量的に計算を行い、定性的に評価を行うというのがより正しい表現になる。
- 会長** 既存資料よりと書いてあるので、既存資料で何 m まで到達したというのがあって、それをもとに当てはめるということか。これは、ここだけの資料である。皆さんがここで了解してもらえばいいと思う。
- 会長** その他あるか。
- 委員** 通し番号 9 の意見については、降雨量が実質的に沈砂池のサイズを決めるということなるのではと思い、質問させていただいた。混同したのが、293 ページの降雨量についての調査である。降雨時調査と降雨調査時があるが、同じ調査を示しているようなので、用語の統一をお願いしたい。
- 事業者等** 承知した。準備書では修正する。
- 会長** この他に何か、別添資料に関してあればお願いしたい。
- 委員** 4 ページに沈降試験と書いてあり、20cm でやってあるが。
下から 20cm とした理由は。
- 事業者等** 上から 20cm のところからとる。測定に使用するシリンダーの大きさは 1m くらいである。
- 委員** そこから 20cm のところを取ると。よくこういった沈降試験をやるときに、泥を風乾したものを水に戻してやってある。そうすると、濃度勾配が出てくる。綺麗に海面沈降していくわけではないので、

色んな粒子が入っているので、濃度分布ができてくる。20cm のところから取ると決められた理由は何か。

事業者等 JIS 規格に準拠して、20cm くらいのところで取ることとしている。

委員 20cm のところを上から取るということか。

事業者等
委員 そうである。
上と下は沈降しているものは取らない。

事業者等 はい。

委員 わかった。

会長 他にないならば、各意見について分野ごとに確認していきたいと思う。通し番号順に進める。

通し番号 1、工事による改変面積についての意見について、委員は御欠席だが、了解を得られているということである。他の委員からもコメント等があればお願いします。

特にコメント等がないならば、審査会意見（案）欄の意見を審査会の意見として採用したいと思う。

会長 続いて 2 番、工事車両による交通への影響について、審査会意見（案）では留意事項となっている。

委員 意見を提出した者としては問題なしと判断した。

会長 皆さんからのコメントはあるか。了解を得られたという事で次に進む。

会長 3 番の委員からの工事開始時間に関する御意見について、審査会意見（案）としては留意事項となっている。これに関していかがか。

委員 6 時か 7 時かということについては、騒音の環境基準が今、朝の区分が 6 時からとされており、6 時を過ぎれば 10db 上がってよいとなっている。唯一、航空機騒音では時間の区分が 3 年前に 7 時と改定されているが、言ってみれば、今の環境基準は朝 6 時から働こうみたいな、ちょっと時代遅れになっている。そのため、6 時になったら 10db 大きくしていいんだという工程を踏まれると、今、過渡期にあり、そぐわないかなということで意見した。6 時と 7 時というのはそういうような意図がある。

会長 これは御意見として。実際の運用に当たっては配慮いただくという回答をいただいている。これでよろしいか。

会長 続いて 4 番工事の詳細設計に関する意見について、事業者がヒアリングを開始していると回答があって、これは質問事項と判断したということで、委員からはいかがか。

委員 特に意見無し。

会長 では問題なしという事で次に進む。

会長 次、大気に関して 5 番の質問があったが、今回、事業者からは回答を受けている。これに関して委員から。

委員 よろしい。

会長 特にコメントなしということで、意見なしとしてまとめたいと思う。

会長 続いて通し番号 6 番、大気に関する意見。事業者からの回答もあるが、委員からは大丈夫ということで、これに関しても、意見なしとしてまとめたいと思う。

会長 続いて 7 番水環境・生態系に関する意見については、意見事項としてまとめられた。これに関して、業者からの回答も得られているが大丈夫か。

委員 動物の繁殖場所と限定してあるが、生息場所と広げたほうがよくはないか。

会長 中身としてもっと広く捉える。委員の意見に皆さんはどうか。私はそうした方が、この文案にしたから調査方法が変わるという訳でもないと思うし、どうか。事業者の方からも。

事業者等 調査自体は、繁殖だけでなく、生息場所もやるので、その文言で問題ないかなと思う。

会長 そのように訂正いただくということでよろしいか。そのように訂正して進めていきたいと思う。

会長 続いて 8 番の底質について、今日の事業者から補足説明していただいた。ということで、これは、意見としては出さないけれども、今日了解いただいたということで進めていきたいと思う。
何かコメントがありましたらいただきたいですが、大丈夫ですね。

会長 9 番の水質に関する意見について、これも同様に説明があったも

の。了解いただいたということでよろしいか。

では、これも案のとおりで進める。

会長

10番の地下水の利用に関する質問だが、事業者から、地下水については重要な案件で、特に井戸水を使っている家にも留意するという回答が得られている。

これについては、意見事項ということで、委員からコメントはあるか。

委員

コメントだが、事業者見解にある、例えば捨場や盛土とかは、地下水に直接の影響はないと書いてあるが、土がある限りそこを水は通っていくので、影響が無いわけではないと思う。こういう表現はおかしいという気持ちはある。そういう意味で、捨場であれば何が捨てられるか、ちゃんと吟味して捨てていただきたい。さっきの別添資料でも、土砂捨場からの水は、浸み込んでいくか、地表水として流れるかなので、必ず地下水には影響があると思う。その辺は十分に予測・評価を検討していただきたい。

会長

審査会意見（案）の具体的なコメントということで、皆さんも了解いただけるか。

意見事項としての変更はなしということで、事業者も、今のコメントを次に活かしてほしい。

事業者等

表現等々留意して記載したいと思う。

会長

続いて11番の鳥類に関して、委員からの意見について、意見事項としており、事業者見解としては、それを踏まえて実施するという回答が得られている。これに関して、意見・コメント等があればお願いしたい。

委員、大丈夫か。それでは11番はこれで進めたいと思う。

会長

次に12番の渡りのツルに関する意見である。審査会意見（案）では意見事項としている。これに関して、御意見・コメント等をお願いしたい。

委員

最近、SNSとかの発達で、ブログ等によく書き込まれる。ですので、最後の「ウェブサイト」に限定せず「等」と入れていただくともっと広がる。

去年、別の鳥を調べたが、全国で百数十件出てきて、結構いいデータが得られたので、信憑性の問題も若干あると思うが、無いよりいいと思う。

会長

ただ今のコメントに対してよろしくお願いしたい。

事業者等	まさにデータの信憑性とか、どこまでやるのか、実務上非常に難しいと思うが、今の御意見を踏まえて「ウェブサイト等」を活用するという形にするのは問題ない。
委員	関連して、資料2の別紙2のまとめの(2)の部分で、「ウェブサイト」となっているので、ここに「ト等」と入れてもらいたい。
事務局	わかった。
会長	それでは12番の鳥類に関して、他の委員の方から御意見が無ければ、このまま進めたいと思う。
会長	<p>13番の景観に関しては留意事項となっており、事業者見解としては、画像加工で対応したいという回答が得られている。これに関してどうか。</p> <p>よろしいですね。ありがとうございます。</p> <p>留意事項としてこの文案で進めていきたいと思う。</p>
会長	<p>続いて14番の委員からの自然触れ合いに関する調査方法に関する意見について、留意事項となっており、事業者の方は、聴き取りを実施するというので、これに関しては問題ないと思うがいかがか。</p> <p>追加等のコメントはあるか。</p>
委員	九州自然歩道のある場所は国立公園とは限らないので、自然公園と広くした方が良い。
会長	<p>わかった。その訂正をお願いします。</p> <p>そのような文案の訂正で進めていきたいと思う。</p>
会長	<p>続いて15番、同じく自然触れ合いについての意見事項に関し、利用状況の把握、それを踏まえた予測・評価を実施するというのである。これに関してコメントはあるか。</p> <p>では、このまま進めさせて頂く。</p>
会長	<p>最後になるが、16番の文化財に関する小畑委員の御意見、指導・要望事項となっている。これに関しては、県の文化財の部署に相談して進めるという回答をいただいている。</p> <p>これに関してコメント等はないか。</p>
会長	<p>多少の変更等があったが、1番から16番までの意見形成について、お持ち帰りの案件は無かったと、この場でみな確定したというふうになるかと思う。</p>

最後になるが、審査会意見の全体に関して、御意見コメント等があったら、お願いしたいと思う。

特にないようであれば、これで審査に関しては確定したということで、その他、今後の流れについては、事務局にお渡ししたいと思う。

事務局

先程、委員から意見があった、通し番号 7 番の部分で、意見事項の修正だが、生息場所の中に繁殖場所も含めてということか、生息場所及び繁殖場所とした方がいいか。

会長

生息場所にはすべて含まれるという認識でよいかと思う。

会長

これで、全ての審議及び追加の説明もあったが、本日の審査会を終了したいと思う。皆様、御協力ありがたく思う。

※配付資料

- (1) **資料 1** 令和元年度第 1 回熊本県環境影響評価審査会 次第
- (2) **資料 2** 自然電力株式会社「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査会意見 (事務局案) について
- (3) **別添資料** 風力発電所アセスでの「土質調査」について (事業者資料)